

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 1853
- 公益社団法人全国市有物件災害共済会平成24年度事業経営状況【財政局財務部財産活用推進課】 1854

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【総務企画局総務部庁舎管理課】 1856

◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【市選挙管理委員会事務局選挙課】 1857

北九州市告示第 293 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 25 年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
538	森下町 永犬丸 1号線	前	北九州市八幡西区大字則松 4 6 番 1 地先から 北九州市八幡西区大字則松 4 5 番 1 地先まで	35.2 ? 66.4	101.2
		後	北九州市八幡西区大字則松 4 6 番 1 地先から 北九州市八幡西区大字則松 4 5 番 4 まで	33.3 ? 66.4	101.2

北九州市告示第294号

北九州市が建物総合損害共済事業及び自動車損害共済事業を委託している公益社団法人全国市有物件災害共済会から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により平成24年度事業経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成25年7月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 平成24年度末現在会員数 681市
- 2 建物総合損害共済

共済責任額	1兆7,079億5,008万円
分担金収益	9,628万4,383円
支払共済金	27億1,134万4,248円

- 3 自動車損害共済

分担金収益	7,696万2,253円
支払共済金	9億7,335万2,719円

- 4 正味財産の増減

(1) 一般正味財産の増減

経常収益	
特定資産運用益	1億9,030万7,266円
相互救済・防災事業収益	49億9,724万6,636円
会館事業収益	12億3,054万3,577円
保険手続収益	646万986円
その他	373万7,008円
経常収益計	64億2,829万5,473円
経常費用	
相互救済・防災事業費用	51億6,614万4,784円
会館事業費用	12億9,750万5,109円
保険手続事業費用	1,170万2,133円
管理費	8,275万2円
経常費用計	65億5,810万2,028円
経常増減額	-1億2,980万6,555円
経常外費用	
固定資産除却損	506万1,517円
経常外費用計	506万1,517円

経常外増減額	－ 5 0 6 万 1, 5 1 7 円
当期一般正味財産増減額	－ 1 億 3, 4 8 6 万 8, 0 7 2 円
一般正味財産期首残高	6 4 9 億 1, 0 9 0 万 9, 2 3 2 円
一般正味財産期末残高	6 4 7 億 7, 6 0 4 万 1, 1 6 0 円

(2) 指定正味財産の増減

当期指定正味財産増減額	0 円
指定正味財産期首残高	0 円
指定正味財産期末残高	0 円

(3) 正味財産期末残高 6 4 7 億 7, 6 0 4 万 1, 1 6 0 円

北九州市公告第512号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務企画局総務部庁舎管理課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月3日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エネット
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 契約金額
6,950万6,861円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年4月12日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成25年7月3日

北九州市選挙管理委員会

委員長 足田 慶一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
1万6,115人
- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
20万716人
- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
門司区 2万9,455人
小倉北区 5万306人
小倉南区 5万8,353人
若松区 2万3,370人
八幡東区 2万184人
八幡西区 7万291人
戸畑区 1万6,619人
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

13万4,288人